

聖マルチン病院 緩和ケア病棟入院基準

【対象患者】

1. 悪性腫瘍が進行し、また合併疾患などのために緩和ケアが治療の主になった患者さん
2. 悪性腫瘍の進行による症状コントロールのために一時的に緩和ケアが必要になった患者さん
3. 自立困難になっている悪性腫瘍の患者さんにおいて、介助者に緊急を要する用件が発生したとき

(ただし、当院にない診療科の専門的処置が必要な患者さんは受け入れられない。)

【要件】

1. 患者さんが病名と進行度について告知を受けていること
2. ご家族が病名・病状と予後について理解していること
3. 患者さんとご家族が入院に同意していること
4. 入院継続が困難な著しい認知症や精神疾患などが無いこと
5. 人工呼吸や心臓マッサージなどの延命治療を希望せず、急変時においても看取りの対応で関係者の認識が一致していること (希望が変われば一般病棟への転棟が可能である。)

【入院判定会議の開催】

多職種で構成される入院判定会議で入院の可否と時期が判断される。